

第6回官業民営化等WG・第19回市場化テストWG 議事録（厚生労働省ヒアリング）

1．日時：平成17年8月8日（月）14:30～15:30

2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3．項目：独立行政法人雇用・能力開発機構

4．出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、八代主査、草刈副主査、安念専門委員、大橋専門員、  
福井専門委員、美原専門委員、赤羽専門委員、翁専門委員  
厚生労働省

職業能力開発局総務課 課長 妹尾 吉洋

職業能力開発局能力開発課 課長 久保村 日出男

職業安定局総務課 課長 岡崎 淳一

原主査 そういたしましたら、騒然としている国会の雰囲気のようにありますけれども、1時間というお時間ですけれども、議論を深めさせていただけたらというふうに思っております。

何度かお話し合いもさせていただいたりしておりますので、事前にこちらから質問も出させていただいておりますので、まずこの回答を10分ぐらいでお話しをいただきまして、その後3時半を目途に意見交換をさせていただけたらというふうに思います。

それでは、よろしく願いいたします。

妹尾総務課長 それでは「雇用・能力開発機構」について御説明を申し上げます。最初に私どもから、職業能力開発局総務課長の妹尾と申しますけれども、概要を説明し、その後、一部他の者に代わって説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料の1枚目ですが、「1．根拠法令」「2．従業者数」「3．予算額」は見ていただいているとおりでございます。

主な事業ですが、雇用・能力開発機構としてはおおよそ3つございまして、雇用開発に関する業務、能力開発に関する業務、これが中心的な業務になりますけれども、これが2つ目。それから、その他ということで、財産形成の点、雇用促進住宅及び勤労者福祉施設の譲渡等するまでの間の管理運營業務。こういう業務を行っております。

資料の5番目「民間開放の状況」でございます。で3つ書いてございますが、まず基本的な考え方といたしまして、特殊法人等の整理合理化計画、13年のものがございますが、離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構ではその地域において民間では実施できないもののみを実施するというふうになっております。専修学校・各種学校などで行えるものは、そういう専修学校などに対しての委託訓練を行っておるということになります。

委託訓練の実績は、16年度で67%ぐらいが委託訓練で行っておるということになります。

次の になります。在職者訓練でございます。これの整理合理化計画の中で、地方公共団体や民間教育訓練機関との役割分担を図る、機構の行う訓練は真に高度なものに限定しており、地方とか民間で行えるものは機構の業務として実施しないという考え方に立っております。

の 3 つ目でございますが、外部の方を活用するという意味で、民間の外部講師を積極的に活用するという考え方に立っております。16 年度の実績で約 17% ぐらいの外部講師を活用させていただいておるとい状況になります。

資料の 6 番目「当該独立行政法人を廃止した場合の影響」ということでございますが、機構は今、申し上げたように、能力開発を中心にやっております。資料の 2 行目、3 行目あたりに書いてございますが、能力開発、特に離職者訓練につきましては、雇用対策の一環としてのセーフティーネットという役割で行っておるものでございます。

それから、在職者訓練も含め、我が国の人材の能力の向上、あるいは生産力・競争力の向上という観点で業務を行わせていただいているものでございますので、機構を仮に廃止したとすると、特に離職者訓練、求職者に対する訓練などを機動的に行う、あるいは経済状況の急激な変化に即応して行うことが困難になるのではないかと考えております。

こういう観点から、機構を直ちに廃止することは難しからうというふうに考えておるものでございます。

資料の 7 番目「7. 更なる民間開放についての見解」という点でございます。先ほど申し上げましたように民間開放は、離職者訓練の民間教育訓練機関への委託を中心にやっておりますが、これは当然引き続き委託訓練の割合を増やしていくというふうに考えております。

在職者訓練につきましても、当然地方公共団体や民間の訓練機関で行えるものについては、機構としては行わないというふうに引き続き見直していくという考え方でございます。

外部の指導員につきましても、引き続き活用を増やしていくという考え方に立っております。

民間開放については、いずれの観点も引き続き対応していくという考え方、スタンスでおるものでございます。

次のページで「8. 個別の質問項目」でございます。8 番の最初は、アビリティガーデンで、今年度「市場化テスト」のモデル事業を取り組ませていただいておりますが、これについてのお尋ねでございます。

まず「進捗状況・これまでに明らかになった課題」の「進捗状況」でございます。現在アビリティガーデンの「市場化テスト」では、そこに書いてございますように、離職者訓練につきましては、株式会社東京リーガルマインド、株式会社日本医療事務センターの 2 事業者が入札の結果落札ということになっております。在職者訓練につきましても、企画競争により T A C 株式会社とアカデミーテンプ株式会社の 2 業者が実施者に決定しております。

離職者訓練につきましては、7月中に5コースの開講が予定されておりまして、これにつきまして離職者、受講者の募集などを行いました結果、現在4コースで96人の離職者の方に対しての訓練を開始したところであります。最初の訓練を修了する人が9月に出てくるという予定になっております。現在、行っているのが4コースですが、「市場化テスト」のモデルケース全体としては、全部で9コースの離職者訓練を行うということが決まっております。

在職者訓練につきましても同様で、7月31日までに開講が計画されておりましたコースのうち9コース、86人が入校を始めております。7コースが終了し、2コースが引き続き実施中という状況になっております。

また、予定されておりました3コースが応募者が少なかったという理由で中止。

不測の事態ですが、1コースが台風の接近のため実施できないということで延期となっております。

在職者訓練につきましては、通年で約百三十コースぐら開講が予定されておるところでございます。

「市場化テスト」のモデルケースということで、7月に始まったところでございますので、全体的な評価、あるいは問題点、課題等につきましては、今後もうしばらく様子を見ながら把握をしていく必要があるかと考えております。

「対象事業・業務範囲の拡大について」でございますが、今回のモデルケースといたしましては、アビリティガーデンの施設の効率的な運用という観点から、土日とか夜間という部分で施設の空いている時間帯を民間の訓練機関に使っていただいておりますが、そういう観点からいたしますと、直ちに「市場化テスト」のモデルケースということで、アビリティガーデンの全業務に拡大することはなかなか難しいのかなと考えております。

先ほどから申し上げておりますように、民間教育訓練機関との役割分担という観点もございまして、この資料の下から8行目ぐらいでしょうか、アビリティガーデンが自ら行う訓練は、そもそも民間ではできないものを対象とすると、そこに限定をしておりますので、「市場化テスト」という形にせよ、民間の事業者の方が行うことができるものであれば、すなわち国、アビリティガーデンが実施する訓練ではない、廃止するというところに該当するのではないかと考えております。すなわち「市場化テスト」の対象としてはなじまないものだと思っております。

なお、「また」というところを書いてございますが、アビリティガーデンは単に訓練を実施するのみならず、ホワイトカラーの訓練の内容、あるいはカリキュラム開発等について、個別の事業主団体、あるいは業界団体の方などと共同して訓練コースを開発し、それをトライアルとしてやってみるという任務を持っておりますので、そういう観点から研究開発と訓練が一体的に行われるべきであろうと、訓練のみを「市場化テスト」の対象とするのは適当ではないのではないかと考えておるところでございます。

資料の次のページになりますが、参与会議の指摘事項との関係でございます。アビリティガーデンにつきましては、さきの参与会議の中で民間でも実施してある部分があるので、機構で行う必要性があるのかという疑問、民間との比較においての疑問が参与会議で提出されておりますが、先ほど申し上げましたように、アビリティガーデンにおきましても民間で実施していない部分について訓練を行っておるという観点に立っております。そのために、例えばそこにも書いてありますが、地域ごとの大学、あるいは学校関係者などを含めました専門家会議を設置しております。人材育成地域協議会と呼んでおりますが、こういうもので民間とダブっていないかというチェックも行っております。したがって、参与会議の御指摘、民間でもやっているという点につきましては、基本的に私どもとしては重ならないように努力しておるといふふうに考えておるものでございます。

③につきましても、機構の公共職業訓練全体の訓練内容の役割分担の点でございます。答えの部分、最初の5行ほどに書いてございますが、先ほど来申し上げておりますが、訓練コースを設定する際に、その地域の人材ニーズの把握、分析などを行いまして、ダブることのないようコースの設定を行うよう努力をしておるところでございます。

個別の参与会議の指摘事項として、能力開発大学校の見直しなどの御指摘があったわけでございます。これらにつきましても、当然現在の状況の中で、今後見直していくことは当然行っていくべきだろうと考えております。

なお書きのところにありますように、今年度、機構の組織の運営の一元化などを27県で既に実施もさせていただいております。こういうものも含め、組織の効率的な運営を行っていきたいと思っております。

④の「私のしごと館」でございます。参与会議では「私のしごと館」につきましては、努力しても採算が合わないのであれば廃止してはどうかというような御指摘もいただいておりますが、「私のしごと館」につきましては、その答えの部分に①～③までありますように、今のフリーターとNEETが増えてきている状況の中で、若者に仕事とは何かというような理解をさせるという意味で、意義のある仕事ではないかというふうに思っております。現に利用者から高い評価なども受けております。

したがって、「私のしごと館」自体の業務というのは、現在の社会の中では重要だと思っておりますし、自己収入などを上げることは当然ではございますが、なかなか収支が釣り合うというような施設ではないものと考えておるところでございます。

次の点につきましては、職業安定局の岡崎総務課長から御説明申し上げます。

岡崎総務課長 最後、個別案件の5番目であります。職業安定局総務課長の岡崎でございます。雇用促進住宅の関係でございます。これにつきましては、13年の閣議決定におきまして「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する」とされたところでございます。

「現に入居者がいることを踏まえた」と、当時は約15万戸、今は少し廃止、譲渡を進めまして、13万5,000戸ぐらいであります。いずれにしましても低所得の勤労者等を中心

にして入居されているということでもありますので、そういう現に入居されている方のことも考えながら、かつ低所得者を中心とした勤労者のための住宅ということで、雇用保険の財源でつくったわけでもあります。最終的には、これは勤労者福祉施設と違って、土地を含めて持っているということもありますので、そういった意味での資産価値はあると思っています。ただ、すぐに出ていってくれということもできないという中で、どういう形で進めていけばいいかということを検討したわけでもあります。

その際、これらは低所得者用とはいえ家賃は入ってくるわけでもありますけれども、そういった意味において修繕、その他は家賃で賄いながら進めていくということによってやっております。

そういう状況の下で、どうやってできるだけ早く円滑に廃止できるかということを検討したわけではありますが、ある程度家賃収入を確保し、ある程度修繕もしながら、できるだけいい状態で地方公共団体等に売却すると。一方では建っている場所の問題、一方では老朽化の問題等々で、売却が困難なものについては、むしろ早めに壊すということを含めて対応するというようにしたわけでもあります。

ただ、入居者がいて収支を釣り合わせながらということになりますと、そう早期にはできないだろうということで、これは不動産管理の専門の先生方を集めて検討した結果そうなっているということでもあります。

そういう中で進めていっているということではありますが、いずれにしても地方公共団体への意向確認、その他を進めながら、順次廃止を進めていくということにしたいと思っております。

なお、御質問の中で、安定所の職員等が入居していた問題が指摘されておりますが、これにつきましては、制度上は本来、低所得者、雇用保険の受給者が対象なわけですが、それらの方々の支障がない限りにおいては、公務員等それ以外の人もということで制度上は運用してきたわけでもあります。ただこういう状況の中で、特に安定所の職員が入っているということについては、いろんな御指摘もあるだろうということで、これは自粛するようという指示をしたところでもあります。現時点におきましては、安定所の職員は1人も入っていない、自主的に退去しているという状況でございます。

原主査 どうもありがとうございました。

そうしましたら、先生方、どうぞ。

八代主査 先ほどの3ページ目ですけれども、アビリティガーデンが行う職業訓練事業は、そもそも民間では対応できない訓練に限定しているから、「市場化テスト」にはなじまないということなんです。これは長らく議論していることですが、本当に民間ではできない職業訓練事業というのがあるのかということです。そちらは研究開発と訓練を一体化しているからだということですが、民間だって研究開発ができないという論理はないわけで、もう一度どういう意味でこれは民間ではできないのかという点を、具体例を挙げて御説明いただきたいと思っております。

繰り返しますが、そもそも民間ではできない訓練とは、どういうものなのかということです。

原主査 よろしくお願いいたします。

妹尾総務課長 御説明いたします。民間で行うことができないというのは、2つ意味があるんだらうと思いますが、現に周囲で同じ近郊でアビリティガーデンが行っているような訓練については、民間が実施していないということがございます。

例えば、アビリティガーデンはホワイトカラーの訓練を中心にしておりますけれども、ホワイトカラーの中でも特に管理的なものとか、あるいは非常に専門性の高い訓練について実施をしておりますして、そういうコースについては近郊の、周辺の民間の職業訓練機関では現に行っていないというものが1つございます。

八代主査 その専門性の高い訓練というのは、具体的には何ですか。ビジネススクールでも、会計事務所でも、弁護士でも、民間で十分やっていると思いますが、概念的には民間ではできないホワイトカラーの専門性の高いものというのは、どんなものかということです。

久保村能力開発課長 能力開発課長の久保村でございます。アビリティガーデンの特徴的なものとしては、今、研究開発からコースを始めるということをやっています、アビリティガーデンがやっています離職者訓練及び在職者訓練は、すべてアビリティガーデンが開発したものをやっているという性質になっております。

したがって、もともと多くの場合が団体と連携しまして、団体の方々、個別企業の方々にも入っていただくんですけれども、研究会を開催しまして、その中で具体的なそういう企業のニーズをとらえて、コースを幾つか開発しまして、その中でニーズがありそうなもの、あるいはほかでやっていないようなものを選びまして、それで実施するという形になっているわけでありまして。

実際問題、この中身を見ますと、例えば、在職者訓練について言いますと、公開セミナーでかなりの数やっているわけでありましてけれども、中身的にはなるべく民間でやらないものをやらなければいけないということもありますので……

八代主査 なぜ、民間でやらないものをやらなければいけないんですか。

久保村能力開発課長 それは、そういう縛りがかかっておりますので、我々といたしましては、民間でやるものはもう最初からやらない。あるいは選択をしないというやり方をしているわけです。

八代主査 それはできないのではなくて、単にやっていないというものをわざわざ選んでやっておられるという意味でいいわけですね。

久保村能力開発課長 基本的には民間で採算ベースに合わない。そういうスポット的な2日程度の訓練になりますから、そういうものにはなかなか対応できないということがございますので、そういう隙間を狙ってやっているというのが実情でございます。

八代主査 ちょっと補足なんですけれども、今、採算ベースに合わないから民間でやっ

てないと言われたんですが、当然民間は何十億もの補助金をもらっていませんから、仮に十分な補助金をもらえば当然採算ベースに合っただ民間でもできるというものも含まれるという整理ですね。

久保村能力開発課長 国費が入ればできるものは、確かにあると思います。

八代主査 だから、この「市場化テスト」はまさに官民の均等な競争条件と言っているわけで、そちらは何十億も補助金をもらって、民間はゼロの補助金でやっているのは全然均等な競争条件ではないから、民間もアビリティガーデンが受け取っているような膨大な補助金をもらえば、それ以上に質の高い研究開発と訓練もできる可能性はあるということ、認めていただけると思います。現にやってないのは、勿論お金がもらえないからそうなんです。

久保村能力開発課長 今回のホワイトカラーの職業訓練というのは、研究開発から始まって実際の実施も含めまして、アビリティガーデンが全国で唯一の施設となっておりまして、これは私ども厚生労働省としても、政策的に非常に重要であるということで、直接関与しつつやっていかなければいけないというスタンスで従来からまいっております。

実際は、運営協議会なんかにも参加しておりますし、研究開発についても我々として助言しながらやってきているという経緯がありまして、そういう一貫して行っている、なおかつ政策的に十分関与していかなければいけないものであるという性質からいって、今の形が私どもとしては一番いいんではないかと思っているわけでありまして。

八代主査 ちょっと確認なんですけど、唯一のものというのは、そんなに補助金を投入しているのがほかにないということで唯一だと理解してよろしいですか。

久保村能力開発課長 ホワイトカラーに限って、とお考えいただけますでしょうか。ほかのポリテクなんかは、どちらかといいますとブルーカラー系が中心になるわけでありましてけれども、ホワイトカラーは主に委託訓練で民間の方たちが対応することになっていきますので、そういう意味でいうと施設的にああいう形でやっているのは、全国であそこしかないということでございます。

八代主査 それを、なぜ民間で同じような補助金を投入して厚生労働省がきちっと指示された研究内容を受けてやるということが、民間では論理的にできないのかということになるのですか。

久保村能力開発課長 民間がやる場合も、従来持っておられるノウハウを生かすという意味でメリットがあるのではないかと思うんですけども、やはり民間の訓練というのは、そういう意味では非常にコスト面も考えておられるということはあると思いますし、かなりマニュアル化されているというところもおかしいのですけれども、1つのテーマについてかなり確立をされてやっておられるケースが多いと思うんです。そのことによって同じ教科書を使うとか、講師もいわゆる標準的な講師を使うことによって、コストも下げておられるということがあります。

そういう面で言うと、やはり訓練の実施という面で言えば、例えば委託訓練みたいな形

で民間のノウハウを生かしてやっていただく場合には、大いに活用できるノウハウもあると思いますし、いいと思うんですけれども、ああいう全国唯一の施設という形で開発から一貫しているようなものを担う立場としては、やはり少し無理があるんじゃないかと思っております。

八代主査 なぜ無理があるかを、詳しく説明してください。もちろん、民間が同じように補助金をもらった上でですよ。

久保村能力開発課長 そのこのところは、我々といたしましては、やはり国が直接行うべき政策であるというふうな判断をしまして、その中でやっていただくには、ああいう機構にやっていただくのがベストではないかと……

福井専門委員 その理由が知りたいんです。なぜ国が行うべきかという、具体的な根拠を教えてください。

八代主査 更に言えば、国がそういう、仮にホワイトカラーの専門性の高い教育訓練をやる必要があると決めるとして、それは政策判断です。それでは、なぜ独法法人でないとその業務を受けられないのかということですね、能力的に。

久保村能力開発課長 それは、私どもが直接関与しながらやっていくという体制の中で、そういう意思疎通がしやすいということが、まず1つあるわけでありまして。

もう一つは、その中でいろいろ開発をしていく、あるいはノウハウを伝播していく、普及していくということも1つの役割になっているわけでありましてけれども、そういうものを担っていただくという場合には、若干公的な機関がやった方がいいんじゃないかというふうにも思っているところであります。

八代主査 法的な義務を課して民間にやらせては、なぜできないのかということですか。その伝播も含めてです。

久保村能力開発課長 その辺のところは、考え方の違いということになるとは思うんですけれども、私どもとしては……

福井専門委員 考え方ではなくて、論拠をお聞きしているわけですから、論理的に、実証的に教えていただかないと。思想の問題じゃないですよ。根拠ですから。

久保村能力開発課長 そういう政策判断をしているということですか。

福井専門委員 それはなぜかということですか。なぜですか。要するに、いろんな形があるわけです。直営でやらないでも、民間がやることに対して一定の性能基準を定めて補助金を出すというやり方では、なぜ同じことができないのかというのが争点です。

久保村能力開発課長 そうすることは、一般的な訓練におきましては、委託訓練という形で私ども民間の皆さんのやっておられるノウハウを生かしていただく形での訓練というのは、推奨もしておりますし、お願いもしているという部分があるわけがございますけれども、そういう中でアビリティガーデンについては、やはりホワイトカラーの能力開発に関しまして、コース開発から一貫しまして研修を実施し、……

福井専門委員 それは、ホワイトカラーに力点があるのですか。あるいは、一貫してい



るといふことに力点があるのですか。

久保村能力開発課長 その両方だと思います。

福井専門委員 そうすると、ホワイトカラーに関するものだと、何でこの形態でないのだめなんですか。民間に対する補助金では、どうしてホワイトカラーの研修ができないんですか。

久保村能力開発課長 ホワイトカラーは、勿論民間でも得意な分野だと思ふんですけれども、それは十分に民間の市場の中でやっていただいておりますし、私ども委託訓練という形で、民間の創意、活力を使わせていただくということは勿論やっているわけでありまして、職業訓練の体系の中で、基本的には今後民間に徐々に移していく、それから民間がやっているものはもうどんどんやめていくという体制の中で、国がどうしても直接やらなければいけない部分ということで、雇用・能力開発機構にですね……

福井専門委員 前置きはいいです。端的に教えてください。特にホワイトカラーで国が留保し続けたいとけない訓練とは何ですか。

久保村能力開発課長 そういう意味で言えば、ホワイトカラーの職業能力開発ということについての研究開発から実施までについての一連のものというのは、アビリティガーデンだけでございますので……

福井専門委員 後ほど、資料か何かで、フローチャートなど、具体的に一連の、例えば、どういふことを調査なり研究して開発されて、それをどう当てはめるといふ、業務のフローの詳細をいただけませんか。

職業能力開発関係と雇用開発関係で 1,500 億円使ってらっしゃるわけでしょう。1,500 億円で一体どういふ成果が上がっているんですか。

要するに、1,500 億円の予算に見合う公的な成果の中身を具体的に知りたいのです。

久保村能力開発課長 能力開発について申し上げますと、離職者訓練につきましては、各施設合計で、平成 16 年度の実績でございますけれども、年間で 4 万 6,000 人ほどの訓練生を受け入れまして、離職者訓練でございますので就職率は 78.5%でございます。

在職者訓練につきましては、やはり 16 年度で 11 万 3,000 人ほどの在職者を受け入れまして、満足度は 90%近いものがございます。

あと学卒訓練につきましては、全体で 3,600 人ほどをいたしております、これは就職率が 97~98%という状況でございます。

これだけの数の訓練を行って、一番典型的な指標で言えば就職率という形で、職に就きたい方たちの支援を行っている。

福井専門委員 訓練生 1 人当たりの平均的な公的予算支出額はお幾らぐらいですか。

久保村能力開発課長 これは、現在のところ計算しておりません。

福井専門委員 それでは、後ほどそれに関する資料もお願いします。それと、就職者 1 人当たりと、それから全訓練生 1 人当たりを、細目別と全体平均とで後ほど教えていただけますか。

その計算はいずれわかる話なんでしょうけれども、基本的はこの1,500億円は、ちょっとだけ自己収入があるんですね。ちょっとあるけれども、約1,500億円が国費で、要するに、一般納税者が支出しているわけです。それに見合うだけの効果が上げられているということについて、単に就職率がどうだというだけではなくて、それが何ゆえに一般納税者の負担によってなされなければならない業務であるのかという、いわゆる公共公益性について具体的に教えていただけませんか。

妹尾総務課長 機構の運営に要する資金の原資は、一般税ではなくて、御承知のように三事業会計から支出をされておりますので、求職者について言えば、安定した職に早く就けるために必要な能力を付与するということで、雇用の安定に結び付いているわけですし、したがって、経済活動の安定にも資する部分であろうと思っております。

在職者訓練についても、特に機構の行う在職者訓練は、小企業、零細企業の従業員が多いわけですが、そういう零細企業は自力ではなかなか自分の従業員の能力開発を行うことができませんので、そういう規模の企業に対しての在職者訓練を行うことで、日本の産業全体の従業員の能力の底上げを行っているという点で寄与しておると思います。

福井専門委員 外部性があるおっしゃりたいわけですか。

妹尾総務課長 外部性と言いますと？

福井専門委員 要するに、相対の取引当事者がいたとして、取引当事者以外の人何らかの意味で受益する、それが社会だと考えて社会全体で負担していいんだという考え方を取られているんですか。

妹尾総務課長 雇用保険の三事業というのは、もともとそういう、特に能力開発事業については、事業主からお金をお預かりして、そのお金で能力開発を行うことによって、個別個別の従業員の能力開発を進めるということは、社会的な……

福井専門委員 原資は公的資金ですね。だから、その公的資金を配るのに一種の根拠が要るわけです。根拠というのは、この場合厳密に言えば、後ほどお調べいただきたいんですが、何らかの意味で民間では対応できないことに関してお金を出すということはありません。公共材とか外部性が典型ですけれども。外部性とは何かというと、要するに、当事者以外のだれか第三者に利益をもたらす場合は、その利益の存する限りで補助をして、需要を促進することは基本的に合理化できる。こういうことがあるんですけれども、もしそれを論拠にしておられるのであれば、まさに1人訓練するとか、1人就職させることについて、社会がどれだけ受益しているのかということとの対応関係で公的支出額が決定されていなければならないはずで、その意味における費用対効果を後ほど詳細な資料としていただきたいと思っております。

原主査 それでは、草刈さん、どうぞ。

草刈副主査 私は、基本的にこういう独立行政法人というのは中期目標というのを皆さん書かれるわけです。それをこの場合は4年ということでやられるわけですが、そこに大変大きな疑問がある。というのは、要するに、平成13年に閣議決定をされた特殊法人等整

理合理化計画というものの中で、盛んに言われていることは廃止という言葉と、民間への委託と民間への移動というか、民間への委託というのは、ただアウトソースではなくて、もう移してしまいなさいということを盛んに言っているのに、中期目標の記述にはそれについてほとんど影も形もないのがものすごく多いんです。

これについては、ちょっと時間がかかってしまうから言いませんが、1つだけ言っておくと、職業能力開発業務の助成金とか、技能者育成資金とか、これを適切に実施すると書いてあるんだけど、いわゆる整理合理化計画の中では、政策目標が達成されてしまった場合、あるいは一定期間経過後には助成措置を終了することを明記しなさいと書いてあるのですけれども、それが全然明記してないんです。非常に疑問があるのですが、それはちょっと置いておきまして、3点ほど非常に大きな疑問があるので答えていただきたいと思います。

まず第1点が、さっきも出てきましたけれども、「私のしごと館」というものです。これは、要するに私の理解では、2004年度の収入1.1億に対して維持管理費が21億、したがって、20億の赤字になっていますと。こういうものを、いろいろNEETがどうたらこうたらと書いてあるけれども、地方の遠いところの人は、そんなところまで行かなら自分の県でちゃんとできますよと言っている人がたくさんいるわけです。こういう無駄遣いを綿々と続けて、赤字額は20億だから大したことないと言えはそうかもしれませんが、とにかく大変なことではないかということで、これはまずやめるべきではないかと思います。それをもう一回言っておきます。

2番目ですが、雇用保険の料金を使ってひどい無駄遣いを2つもやっていると。これはもう終わってしまったとそちらは言いたいだろうけれども、勤労者福祉施設、何とかSPAとかですね。これだけの雇用保険財政の無駄遣いをしていて、処分は合理性のあるものと考えているという思想ですかね。これが書いてあるのはあきれてものが言えないという感じなんです。要するに、官と民の責任感覚、金銭感覚で甚だしいずれが出ていて、今の話をさっきから聞いていると、そういう感じがしてしょうがない。その典型例ではないかと。

建設費が、総額で4,416億円、売却したのが129億円で、要するに、4,300億円の言ってみれば特別損失が現実化しているわけです。企業で言えばそういうことです。中堅会社1社があつという間につぶれてしまう額ですよ。

もしもこういう事実がおわかりでありながら、これについてだれも責任を取らないというのは一体どういうことなのか。その辺の議論はちゃんと中でやっているんですかということです。民間であれば、間違いなくトップが引責辞職をします。「建設したのが80年代だから、俺たち関係ないね」ということを言いたいところでしょうけれども、民間企業では手を付けた者が首になるということになるんです。そののところ、前もあるところで質問したのだけでも、これは国民としては納得できないですね。ちょっと答えていただきたいと思います。

それから、雇用促進住宅というものも大変ひどい話だなと思って見ていたんですけども、まず今 14 万戸に膨張しているというふうに聞いています。ハコモノ事業としては、実に 1 兆円近い金を費やしているわけですね。もともとは炭鉱の閉鎖で職を失った労働者が町に出て再就職するためのものであったと。ところが、それがどういうわけだか変質してしまって、こんな膨大な、しかも非常に不明朗な使い方をしているというのが現状だと思っています。

私の理解しているところでは、これは雇用保険料を払ってない人は使ってはいけないはずなのに、払ってない公務員が使っていた。さっきちょっと話がありました。

それから、どこかの県の村長さんが入っていると、そういうようなことが現実化しているのは、ちょっとたまらないなという感じがするわけです。要するに、都市部の便利な場所では、入居資格のある希望者が既に住んでいる公務員のために利用できないとか、変な事態も起こっているというふうに聞いています。

もう一回申し上げますが、平成 13 年の閣議の整理合理化計画の中で、はっきりとこれは「廃止しろ」と書いてあるわけです。「今、住んでいる人の処置を考えながら、できるだけ速やかに廃止しろ」と、はっきり書いてあるわけです。にもかかわらず、さっき紙を見ていたら 30 年でやると言っている。ところが、この住宅は実際には入居期間が 1 年間プラス 1 年間というのが原則で、最長でも 2 年間がルール上は最長なはずであって、3 年、5 年というのは非常に特殊例なわけです。居住権の発生とか、そういう問題があるかもしれないけれども、それを全部廃止して、それも全部のみ込んで、それなりの処置を取って早くやめなさいということが書いてあるわけで、この辺のところはどうされるつもりですか。30 年かけてやるなんていうのは閣議決定違反だと思いますけれども、いかがですか。

原主査 個別にそれぞれ大きい問題ですけれども、御回答をお願いします。

妹尾総務課長 まず 1 点目の「私のしごと館」についてでございますけれども、冒頭の御説明の中でも申し上げましたけれども、「私のしごと館」は非常に収支は釣り合っていないんですが、1 つはそういう中でも運営費交付金は減ずるべく、あるいは自己収入は増加させるべく、非常に努力はさせていただいております。例えば、15 年度運営費交付金は 22 億円ほどいただいていたのですが、17 年度で 22 億円から 14 億円まで減らさせていただいております。その反面、自己収入も上げるよう努力させていただいております。14 億でも赤字は赤字ではないかという御指摘があろうかと思いますが、私どもとしては「私のしごと館」の機能という意味では、重要なものがあるのではないかと考えております。

それから、あそこの場所にあることによって、近隣の利用者しか利用できないのではないかと御指摘があったかと思いますが、1 つには、特に修学旅行を中心に運営をさせていただいておりますが、高校生、中学生の修学旅行の利用客という観点で言えば、ほぼ全県から来ていただいております。遠い県と小さい県で人数の多少はございますけれども、全県の利用があるということ。

もう一つは、運営費交付金の中で、インターネットを活用した職業情報の提供という事業もやっております、これは当然ネットでございますので場所は関係ないわけですし、相当なアクセス件数も現にございます。そういう点で御理解いただければと思います。

草刈副主査 御理解いただけないんですよ。それでは、何年経って、どこまで累損を出したらやめるといような、そういう明確な計画を出すか、あるいはもう民間に早く、それこそ今のように「市場化テスト」をやろうと言っているときだから、民間に対してこれを開放してやる人いますかということをやってくれないと、税金払っている方としてはたまらないですよ。

原主査 このまま、誰も評価することなくそのまま行くというのでは、やはり政策的にもおかしいと思います。

福井専門委員 交付金で赤字を補ってという形で、これもさっきと同じです。それだけの金額を公的に支出して、国民がそれだけ負担してまで続けないといけない業務かどうかということです。そこを具体的に論証してください。論証できないんだったら、すっぱりやめてください。全く意味のない事業だということを、恐らく御自身たちも感じているはずですよ。

妹尾総務課長 我々がどう感じているかは別としまして……

福井専門委員 感じてもらわなければ困るんです。

妹尾総務課長 それは別にして、「私のしごと館」のいろんな施設を利用している方、40数万人いますが、その全部ではないにしても、例えば、修学旅行に来た人のアンケートを取ると、非常によくわかったとか、役に立ったとか……

福井専門委員 そうするのは効果にはならないのです。要するに、お金をかけてまでやる必要があるかどうかというのは、天から降ってくる、打出の小槌で運用するお金だったら、それはないよりはあった方がいい。誰だってイエスと言いますよ。修学旅行生に満足しましたかと聞けば、莫大な金をたれ流してやっているんだから、それで満足してなかったら犯罪的です。当たり前じゃないですか。ただで豪華な施設に連れて行って一応見せたら、まあ面白かったと言うかもしれない。しかし、かけた金に値するだけの満足が本当にあるのか、あるいはそれに金払ってでも修学旅行生が来ますかということです。お金を取ってごらんさいよ、実際の経費を。それでそこに修学旅行で生徒を連れて来る学校が一体全国にどれだけありますか。そういうことをお聞きしているのです。

それから、もう一つ、さっきの草刈副主査の質問の住宅の方はどうなんですか。まだお答えになっていないような気がします。

まだ続きがあるんですか。どうぞ。

岡崎総務課長 2つ目と3つ目は私でございます。勤労者福祉施設と住宅について、私の方から。勤労者福祉施設については、これも雇用保険の三事業の事業主の皆さん方が出している保険料でございます。

勤労者福祉施設を、どういう政策的位置づけで考えてきたかということですが、

あれは施設をつくった経費を含めて利用料でペイして、その施設の減価償却費等まで含めて、そこでやっていこうという思想にもともとなっていなかったと。

そういう思想自体が正しかったかどうかという御議論は、政策議論としてあるというのは承知しておりますが、ただ昭和 40 年代から、当時まだ特に中小企業の勤労者の方の使える体育館とか、大企業だったらサークル室みたいなものがないとか、そういう時代背景の中で政策的に考えると。

その際に大企業等は自社でできるけれども、中小企業は自社でできないものを共同してつくと、そこを雇用保険料でやって、したがって、運用については、個々の地域でそれぞれやっていくと、そこには雇用保険では出しませんと。ただ、建物を建てることについては雇用保険料でやると、それは事業主の共同負担だという発想でやったということでありま

す。したがって、その際の予算のスキームとしては、建物代は雇用保険料で出しますと。土地は地方自治体が提供してくださいと。40 年、50 年経つと老朽化すると。その際には、それは雇用保険料で壊して更地にして返しますと。こういうスキームをつくったわけでありま

す。したがって、言いたいことは、そういうスキーム自体が間違っていたかどうかという議論は、当然あるのかもしれませんが。あるのかもしれませんが、それをそういうスキームのものとして、当時の雇用促進事業団が施設を建てて運用しておりました。

最後まで行けば、当然解体費も出して更地にして返すというのが、そういった意味では雇用促進事業団のある意味では、地方公共団体との関係では義務にもなっているわけでありま

すが、そこを平成 13 年の時点でそういったものは事業団、特殊法人の事業としてはやるべきではないと。ただ、存在するものを全部壊すというのは、ある意味では生産的ではないので、それはできるだけ地方公共団体に買ってもらって、その上でできるだけ利用してもらいますという判断をしておりました。

その際に、解体経費その他を含めて地方公共団体に持ってもらおうと。その際も価格の決め方としてどうするかということで議論したわけでありま

す。したがって、草刈副主査の言われたように、最初の建物代という意味では、もともとそれは最後壊す費用を含めて、雇用保険三事業の費用だったということにおいては、もともと返って来ないというスキームでやっていたということでありま

すが、その時点の政策判断、あるいはどこかの時点の政策判断としてそういうものを作り続けるかどうかという議論は当然あるのかもしれませんが、ただそれを執行していた責任、執行していたところに何千億損したからその責任を取れということは、これはなかなか難しいというか、それは無理ではないかというのが、私どもの考え方でございま

す。草刈副主査 それでは、もしそちらの考えていることが正しいというふうにお考えだったらば、なぜ勤労者福祉施設をこういうふう

にやるんだと、できるだけ廃止すると、そういうことについて、どうしてああそうですかと言うんですか。だって、正しいなら嫌だと言えればいいじゃないですか。

要するに、ここで現実問題として特別損失が出ていることは事実でしょう。それはわかりですね。それに対して何の責任も取らないというのは一体どういうことなんだと聞いているんです。そんなことはありませんと、思想としては正しかったと、思想が正しくても、それに基づいて事業をやった企業がつぶれるのは幾らだってあるんです。同じことですよ。

それはもういいです。今日はその責任論を言っているわけではないけれども、私が言いたいのは、金銭感覚が違うということを言いたいんです。さっきからその辺で議論している話も、全然明確な回答がないんだけど、民間にやらせてしまえばもっと合理的にできるものを抱え込んでしまうから、どんどんできなくなっているということがたくさんありますよということを言っているわけです。さっきの住宅の方も、これどう始末するんだか知らないけれども、これももっと民間のやりたい人に手を挙げさせればいいではないかというの、1つの方法論だと思っています。

福井専門委員 ちょっと補足です。民間がやったらうまくできるどころか、民間だったらこんな荒唐無稽なことに手を出すはずがないということについて、結構手を出されているのではないかというのが正直な感想です。

あと住宅についてのお答えがまだないです。

まだ途中ですか。どうぞ。

草刈副主査 まだ言いたいけれども、時間がないから我慢しているだけです。

岡崎総務課長 住宅の方であります。住宅の方については、当初は炭鉱離職者から始まったのは事実であります。その後のいろんな高度成長期の労働移動との関係の中で、政策的に炭鉱離職者に限らず、最初は炭鉱離職者用住宅と言っていたわけですが、その後、移転就職者用住宅ということで政策の枠組みを広げたのは事実であります。

そういう中でつくってきたということでもありますので、当初のきっかけと、その後の政策判断と、それは二段階であったということです。

おっしゃるように、移転就職者用でありますから、政策スキームとしては最初別のところへ行って、それで落ち着いたら定住先を探していただくというのが政策スキームだったのは事実であります。

ただ、ここは少し言い訳になって、何だと言われるかもしれませんが、我々はそのうちでこの住宅をどう処理しようかということで、不動産関係の専門家とか、弁護士さんとか、公認会計士さんとか、いろいろお集まりいただいて議論したわけですが、やはり現行の、入った時点では旧借家法の時代であります。その旧借家法の時代のスキームで行くと、政策的な意図としては、1年、2年ということであったとしても、やはり出ていただくということを何らかの形で強制しようとする、法律的にはなかなか難しい面があって、それなりの立退料を払わなければいけないとか、そういう議論になりました。

そういう中で、立退料をどういう形で払うかということを含めてやった結果、現時点で13万5,000戸ありますが、これに立退料を払ってまでということになると、新たな雇用保険三事業の支出を確保せざるを得ないと。そうすると、やはりそれはかえって事業主の皆さん方にも御迷惑だろうということをおもったわけでありませう。

したがって、使えるものについては、できるだけ地方公共団体に引き取っていただく形でやりますし、今は定期借家契約がありますから、新たに入る人は定期借家契約にしていくなど、できるだけ条件を整えながら、かつ今もう20年、30年、40年経っている住宅が相当あります。これを何らかの形で早めにつぶすということをお、あえてやるかどうかということに最後なるのだらうと思ひますが、そこは家賃収入を確保しながら、かつある程度修繕、それから今、耐震構造の問題等もありますので、そこを新たに財政支出をしない形でどうやって進めていくかという議論の結果、ああいう形になっているということでありませう。

言うまでもなく、今、福井先生からもありましたけれども、民間ならやらなかつたらうというのは、当然それは政策的に国費というか、雇用保険の三事業費でありますから、これを入れてまでやろうという、当時のそれぞれの時点での政策意図、予算措置に基づいてやってきたので、当然民間だったらそういうものをつくらなかつたらうと言ひば、当然そうだらうと思ひますが、そこは我々そういういろんな時代背景でできてきたものを、今どうやって終息させるか。そこで新たな支出をできるだけしない形でどうやってやるかということで、この部分については考えていかざるを得ないのかなと思ひます。

福井専門委員 ただ、基本は現時点で間違ったことをやったということがわかっているわけだから、間違ったことを処理するのに一番安いコストで効率的にやるというのが国家的至上命題です。もっとも安いルートを通っていただかないと困る。国民負担が少なくなるように。その観点から言ひば、今のよくわからないんですけれども、借家法で立退料が要するというのは、一体どなたが言っているのですか。実名とその人の論文なり見解を見せたい。私も安念先生も借家法の専門家で、定期借家法は我々がつくつたようなものだけれども、そんな議論は聞いたことがない。いいですか。1年か2年、暫定的に入れろという前提で、旧借家法の下であらうとも入れているんでしょう。それで1年か2年が来てどかなかつたら正当事由です。当たり前じゃないですか。それをそうじゃないと、一体どなたが言っているんですか。具体的に教えてください。

岡崎総務課長 むしろ先生方が定期借家契約を借家法に入れていただいたから……

福井専門委員 違ひます。こういう住宅について言ひば、特定の政策意図があつて永久更新ではないという前提で入れているはずです。同じ借家法の適用があつても、民間借家とは違ひます。一体、誰が言っているんですか。具体的なものを後ほど見せてください。この検討会というところに、まともな専門家が本当に参加しているのかどうか、極めて疑わしい。

安念専門委員 岡崎課長が個人的にそう思つておられるのではないと思ひけれども、確



かに昭和五十何年かちょっと忘れたけれども、公営住宅についても少なくとも部分的には借家法の適用があると最高裁の判例があって、あるいはその延長線上で話をふくらましたんではないかと。

福井専門委員 拡大解釈を勝手にしていますね。

安念専門委員 そんな気がするんですけども、それは今ここで議論してもしょうがないから、もし資料があるなら御提出いただけますか。

福井専門委員 結論から申し上げますと、あらかじめどういう前提で入れたんだということについて了解があるのだったら、立退料なしで当然に正当事由あります。そんな場合でも居座る権利があるなどということは、この種の政策目的住宅に関して成立するわけがない。そんなことを言っている人がいたら、あるいは判例があるのだったら見せていただきたいと思います。

具体的には、30年程度かけることが最善だというのは、極めて寝ぼけた、間違っただ法律論に基づいているシミュレーションである可能性が強いから、とにかくこれは我々に再検証させてください。

それから、今の段階で定期借家ができたとというふうにおっしゃいましたけれども、定期借家法施行以降、すべての新規契約は定期借家契約でやられていますか。

岡崎総務課長 定期借家法の施行以降ということではないんですが、この研究会報告が出た後、今後は定期借家契約にという……

福井専門委員 いつから定期借家に直したんですか。

岡崎総務課長 15年の10月からです。

福井専門委員 15年10月以降に新しく契約した人は、すべて例外なく定期借家契約ですね。何年の定期借家契約ですか。

岡崎総務課長 2年です。

福井専門委員 それで、期間が来たものについて退去はスムーズにされていますか。

岡崎総務課長 これは、退去はというか、要するに廃止するときに退去していただくというのが基本なわけです。

福井専門委員 2年ではないですね。2年だったらもう到来しているでしょう。

岡崎総務課長 ですから、2年で入った住宅を廃止することになっている場合には、そこで出ていただくわけでありますが、廃止することになってない住宅に……

福井専門委員 それは2年だけど更新というか、再契約を繰り返しているという意味ですか。

岡崎総務課長 はい。

福井専門委員 わかりました。あと賃料の設営は、どうされていますか。

岡崎総務課長 賃料については、修繕費その他を含めた必要経費を。

福井専門委員 要するに、市場家賃よりはるかに安い格安家賃で、すべての人に貸し出しているわけですか。

岡崎総務課長 市場価格よりは当然安いです。

福井専門委員 それで職員とか、例えば、さっきの公共職業安定所の職員の方とかも格安家賃で借りているわけですか。

岡崎総務課長 格安と言うか、雇用促進住宅の……

福井専門委員 その合理性は何ですか。変えなければおかしいじゃないですか。これは低所得者住宅だということを認めておられるんでしょう。だったら、低所得者の一定の、もともとの政策意図に合致する人の暫定的な使用に関しては、低家賃でもいいかもしれない。だけど、ある以上は活用しなければ損だとおっしゃるんだったら、その人たちに対してまで格安家賃を適用するというのは、一体どういう常識を持っておられるんですか。なぜ市場賃料まで上げないんですか。今後直ちに上げていただけますか。

岡崎総務課長 家賃をどう決めていくかというのはありますけれども、当然本来の移転就職者より高い家賃にはなっております。

福井専門委員 「よりは」じゃないです。市場家賃と同一賃料じゃないとおかしいじゃないですか。要するに、政策目的に合致しないけれども、資産の有効活用で収入源として使おうとおっしゃっているわけでしょう。だったら民間の同等の住宅の市場家賃相場どおりの値段で貸してください。余りにも常識的なことだと思いますけれども、違いますか。

岡崎総務課長 そういうお話もあったということ……

福井専門委員 あったじゃなくて、今この場でお約束いただきたい。何のために、低額家賃でおたくの職員であるような方に貸し付けなければいけないのですか。あるいはそれと同等の所得水準の方に。政策的合理性があるなら、今、論証してください。

岡崎総務課長 少なくとも公共職業安定所の職員は、既に退去しております。

福井専門委員 そのほかの方でも、政策目的とは関係ない方々に、何ゆえに格安で貸し付けないといけないんですか、理由はありますか。

岡崎総務課長 そこは住宅としての家賃を決めているというのが、現在のシステムになっているということではありますが……

福井専門委員 これについて見直しを要請したいと思いますので、それがもしできないということであれば、具体的な論拠を示していただきたい。私の指摘に合理性があると思われるのであれば、いつからそのように、どういう形で運用を改善することで対応していただくのか、その具体的なスケジュールなりプランをお示しいただきたいと思います。

草刈副主査 要するに、できるだけ早期に廃止するとはっきりと書いてありますね。それが30年だという論拠をもう一回はっきりしてください。何も論拠なしに30年というのは、早期ということには全くなならないんです。だから、これは閣議決定とは違う方向に行っていますよ。

福井専門委員 借家法を前提にして立退料だとか要るんだという前提でやっているからこうなっているのでしょうか。だったら、前提が間違っていますから、全部仕切り直してください。御破算にしないでいただかないと困ります。

原主査 それについては、ちょっとこちら側も具体的にいろんな指摘事項というのがありますので、また整理してお示して、またそちら側で是非。

どうぞ。

安念専門委員 1つだけお許してください。さっきのアビリティガーデンのホワイトカラー向けの職業訓練というのは、例えば、仮に私の講座に学生が来なくなって、私が首になった場合は、私も行っていいんですか。離職者だから訓練していただけるわけですか。

妹尾総務課長 離職者であれば、求職者とか……

八代主査 雇用保険払ってないですよ。

安念専門委員 しかし、やはりそれはおかしくありませんか。私は自分の甲斐性で次の仕事を見つけるか、自殺するかどっちか選ぶべきじゃありませんか。というのは、さっきの話だが、結局私のような立場の人間、自分でこんなこと言ったらなんだけれども、高学歴のホワイトカラーについて言えば、そういう人間が再就職した場合の利益というのは、100%丸っ切りとは言わないまでも、ほとんどはその本人と、エンプロイヤーが雇ってハッピーならエンプロイヤーが、つまり契約の当事者に帰属するわけでしょう。社会に広く分散させるというのは、いわゆる外部性は余り考えられない。つまりホワイトカラーで少なくともある程度の学歴とかバックグラウンドを持っている人間なら、離職に備えて自分が自己保険で積み立てるか、あるいは雇い主が積み立てておいて首を切りやすくするという、市場原理で解決する方が正義だと思いますよ。非常に貧しい人とか、障害を持っている人とか、まだ職業経験は全くない若い者は、そういう人を職業に就けることによって非常に社会的な意味があるんです。でもそうじゃないホワイトカラーの、全部とは言いませんよ、日本の仕事をしている人のかなりの部分はホワイトカラーだけれども、しかし、少なくともホワイトカラーの言わば上層の部分については、外部性って余り考えられないと思うんです。だから、少なくとも公金を使うことの正当化は、極めて困難ではありませんか。

久保村能力開発課長 これはもともと平成7、8年ぐらいから議論が始まりまして、平成9年に立ち上がった施設なんですけれども、当時の議論としましては、中高年ホワイトカラーの再就職が非常に難しいという状況の中で、やはり政策的にその辺のてこ入れをきちんとしていかなければいけないのではないかとこのところから始まっているわけございまして、勿論先生のように本当に高学歴の、どこでも就職できる方はいらっしゃると思うんですけれども、やはりなかなか難しい。特に中高年になってきますと、再就職は非常に難しいという現実は今でも変わっておりませんので、その辺のところについては、やはりセーフティーネットとして政策的に取り組んでいかなければいけないのではないかとこの要請はあるのではないかと思います。

福井専門委員 その点ですが、困っている人がいるから、ただ金を配ればよいということには、公共政策上の観点からはならないわけで、やはりお金を使った分がちゃんと社会に還元されるという受益があって、初めて正当化されるわけです。

今、安念専門委員が指摘されたように、雇用者は得するかもしれない。あるいは労働者自身は、そういう職業訓練をしてもらったら、労働生産性高めて、給与が上がって得するかもしれない。それはわかります。だけど、社会が得するということはあり得ないですね。想像もできない。特にホワイトカラーの高学歴の人なんて。あるなら教えてほしい。ひょっとしたらへ理屈で思い付かれるかもしれないから申し上げておきますけれども。外部性で補助していい場合というのは、いわゆる技術的外部不経済だけです。金銭的外部不経済と言いまして、取引を通じて連鎖がある、その企業と取引したり、その労働者が生産性を上げたことに伴って収益が上がって、それがまた経済を活性化させるなどというのは、補助の根拠に一切ならないのです。技術的外部経済とかというのは、例えば、公害があるとか、そういうことなら、例えば補助金とか課徴金とかわかりますけれども、おっしゃっているような意味でのホワイトカラーの高学歴層の職業訓練に外部性があるなどという説は、私は今まで聞いたことがないし、まともな人が唱えている例も全く承知していないので、あるなら教えていただきたい。ないのだったら、すっぱり廃止していただきたいと思います。

原主査 まだまだ今のテーマについて、やはりそれぞれ早期に結論を出すべきテーマだというふうに考えておりますので、また引き続き検討を深めさせていただけたらというふうに考えております。

福井専門委員 あと一つだけ。住宅について、市場価格で払い下げるという選択肢についてどうお考えかも、後ほど文章で教えていただければと思います。

原主査 では、もう一言だけ、翁委員。

翁専門委員 職業能力開発全般について、ほとんど効果を数字で把握されるようになってきていますね。客観的な評価。そうであれば、ほとんどのものについて、民間委託というのが可能になっているのだろうと思います。

原主査 それでは、集中して検討を深めさせていただけたらというふうに思っております。

それでは、時間をちょっと過ぎましたけれども、長時間どうもありがとうございました。お疲れ様でした。